

憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書

高市首相は、総選挙の結果を受けた2月9日の記者会見で、「国論を二分する政策」を巡り、「国民のみなさまからの信任を得た」などとして、「憲法改正に向けた挑戦も進めていく」と憲法9条を念頭にした改憲にまで言及しました。さらに「各会派の協力を得て改正案を発議する」「少しでも早く憲法改正の賛否を問う国民投票が行われるような環境をつくる」と述べました。衆議院における自民党の議席が3分の2を超えたことは大政党に有利な選挙制度の矛盾が極限に達したもので、比例得票率では36.7%しかなく、改憲が国民の信任を得たとは到底言えません。まして選挙公約に憲法改正を掲げていないのに、自民党が316議席を得た結果をもって、国民は憲法改正の「白紙委任」をしたわけではありません。

そもそも憲法は、政府の行動が再び戦争を引き起こさないよう、国民主権の下、国家権力を制限するものです。高市首相自身の「憲法改正に挑戦する」などの発言は、憲法99条で国会議員などに義務づけられている憲法尊重擁護義務を踏み超える違憲行為です。

自民党は総選挙政策で、自衛隊明記の憲法9条改憲や緊急事態条項創設などの「改憲4項目」を掲げています。自民党は「自衛隊は専守防衛」を旨としてきたことを投げ捨て、2014年に安保法制を閣議決定し集団的自衛権の行使を容認しました。憲法9条に自衛隊を明記すれば憲法上の制約が完全に失われ、米軍の指揮下に組み込まれた自衛隊が海外での戦争に乗り出すこととなります。戦後80年間、自衛隊は1人の戦死者も出さず、1人の外国人も殺していません。憲法9条をはじめとする憲法改正が行われれば、こうした国の在り方が根本から変えられることとなります。

多くの国民は平和と暮らしの安定を求めており、改憲、とりわけ憲法9条の改正を望んでいません。高市首相の改憲発言に不安が広がり、SNSで「#ママ戦争止めてくるわ」の投稿がトレンド入りしています。日本国憲法の恒久平和主義は戦争の惨禍への反省であるとともに、自国のみならず世界平和を追求する理念であり、国際紛争の手段としての武力行使の永久放棄は世界に特筆すべきものです。憲法制定から79年、日本国憲法の理念は国民に深く根付いています。改憲問題の議論は、国会でも国民の間でもまだまだ不十分です。

以上のことから政府に対して、現行憲法の改正を行わず、憲法9条の改正、緊急事態条項の創設などの改憲発議を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

近江八幡市議会

衆議院議長	森	英介	}	宛
参議院議長	関口	昌一		
内閣総理大臣	高市	早苗		
総務大臣	林	芳正		